
7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 (0.3 × D ＋ 0.2 × E ＋ 0.2 × F ＋ 0.3) × 0.270 0.3 × D、0.2 × E 及び 0.2 × F に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 D　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。） 算式Ⅰ D ＝ 125.00 × (h ／ g) － 123.00 h ／ g に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 g　令和 6 年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額（地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）の「市町村税の徴収実績」（以下この表において「市町村調査票徴収実績」という。）の表側「1．法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税調定済額（市町村調査票徴収実績の表側「1．法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額 h　令和 6 年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「1．法定普通税」、表頭「収入済額

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 (0.1 × F ＋ 0.1 × G ＋ 0.1 × H ＋ 0.1 × I ＋ 0.1 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.1 × N ＋ 0.1 × O) × α × 0.276 0.1 × F、0.1 × G、0.1 × H、0.1 × I、0.1 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.1 × N 及び 0.1 × O に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅰ F ＝ 108.40 × { (j － i) ／ i} × (1 ／ 11) ＋ 0.80 { (j － i) ／ i} × (1 ／ 11) に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 i　平成 22 年から平成 24 年までの各年における第一次産業産出額（農林水産省において公表した生産農業所得統計における農業産出額、生産林業所得統計における林業産出額（平成 28 年以降は林業産出額における林業産出額）及び漁業生産額における漁業生産額の合計額をいう。以下この表において同じ。）の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

	E ＝ 3.39 × (h ／ g) － 1.39 h ／ g に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅴの符号 g　令和 7 年 4 月 1 日現在における業務システムに対してシステムを導入した数 h　令和 7 年 4 月 1 日現在における業務システムに対してクラウドを導入した数